

## 議第 号議案

## 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

## 横浜市会議員

伊黒齊清	波川藤水	洋達	之勝也	助勝也	大佐坂	久坂	保藤井	純藤井	男茂太	川佐酒	口藤井	正祐勝	寿文誠
鈴田福	木中田	富太忠	雄郎昭	也雄郎	浜瀬田	坂之野	井谷間	井谷間	健浩雄	嶋関畑	井村野	勝鎮直	夫則雄
松山吉	本田原	一助	進研海	郎昭進	藤丸横	野代山	井代山	一生一	一生一	古山横	川下山	正正節	季人人
飯井川	上田上	大芳三	訓尚右	昭進研	渡石荻	山邊渡	山邊渡	則夫宏	則夫宏	五市川	嵐野口	太珠晃	人馬郎
土花森	志上地	喜敏伸	夫志明	海訓尚	小中星	原粥尾	原粥尾	弘一和	弘一和	高中松	梨山本	大孝正	江嘉輔
谷加源	藤波原	広正泰	次人保	尚右男	森石加	野井納	野井納	之美雄	之美雄	谷大木	部滝村	久真静	敏一雄
榊仁望	田月上	昌康さ	子寿弘	右男夫	福和大	島田桑	島田桑	一治子	一治子	手牧伊	藤塚嶋	秀大正	二江昭
井串河	上田治	久民文	ら子夫	志明次	若白飯	林井沢	林井沢	生貴子	生貴子	伊太太	藤田貫	憲美正	貴孝夫
中工宇	島藤官	裕充み	雄郎子	次人保	田荻内	野田溝	野田溝	子人子	子人子	関小山	幡田山	正桂典	孝夫子
藤菅	野	義	る矩	子保子	横	溝	溝	和	和	杉大片	山桐	正紀	子治子

## 横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定により退職手当の額を減額して支給する場合には、同項ただし書の議決の日から起算して1月以内に支払わなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

市長及び副市長の退職手当について、退職の日から3月以内に市会の議決をもってその額を減額することができるものとする等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（退職手当）

第9条 （第1項省略）

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数（当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、特別の事由があると認められ

るときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長

及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

(1) 市 長 100 分の 6 0

(2) 副市長 100 分の 4 6

(3) 常勤の監査委員 100 分の 1 6

（第3項省略）

4 第2項ただし書の規定により退職手当の額を減額して支給する場合には、同

項ただし書の議決の日から起算して1月以内に支払わなければならない。

5 前各項  
4 前3項

については、一般職職員の例による。この場合において、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第11条の3中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）」とする。